

足場の組立て等 作業主任者技能講習のお知らせ

下記のとおり講習を実施予定です。この資格を取ることで、これまでのご経験に加え、より専門的な知識が習得でき、今後の仕事の幅も広がります。将来的にも強みになる資格ですので、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。

なお、申込者へは開講日までに郵送で実施の有無や受講料のお支払いについてお知らせいたします。

開 催 日 時

令和 7 年 11 月 19 日(水)～20 日(木)
午前 9 時～午後 5 時頃 ※講習 2 日目に筆記試験があります。

開 催 場 所

京都府建築工業協同組合 3 階会議室

受 講 資 格

下記の 1. から 3. のいずれかに該当される方

1. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者
2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業した者で、その後 2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
3. その他厚生労働大臣が定める者(足場の組立て等作業主任者技能講習規程 第 1 条に該当される方)

■当該業務の経験 3 年(2 年)について

これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満 18 才に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成 27 年 3 年に公布された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては、「当該業務の経験年数 3 年(2 年)」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

◆経験開始が平成 27 年 7 月 1 日以前の方

(1)平成 29 年 6 月 30 日以前に当該業務の経験年数が 3 年(2 年)以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので、受講資格を満たします。

(2)当該業務の経験年数 3 年(2 年)に平成 29 年 7 月 1 日以降を含む場合、足場特別教育修了までの期間は違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間は経験年数として認められません。平成 29 年 6 月 30 日以前については、経験年数として認められます。

平成 29 年 6 月 30 日以前の経験年数と、平成 29 年 7 月 1 日以降で足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数を通算して 3 年(2 年)以上に達すれば、受講資格を満たします。

◆経験開始が平成 27 年 7 月 2 日以後の方

(3)足場特別教育修了までの期間はすべて違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数は認められますので、その期間が 3 年(2 年)以上に達すれば、受講資格を満たします。

受 講 料 1 0 , 7 2 5 円

※テキスト代改訂等の理由により料金を変更する場合がございます。ご了承ください。

申 込 方 法 下記①～④を申込先へ郵送あるいは持参してください。

①受講申込書

組合 HP ”講習・研修会”→”各種作業主任者技能講習（現場に必要な安全資格）”内からダウンロードして下さい。

②写真 2 枚

縦 3.5 c m 横 2.5 c m。1 枚は申込書に添付、もう 1 枚は申込時に同封して下さい。

③申込者本人の身分証明証※のコピー

※身分証明証とは、運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせ、パスポート等。

④(該当される方のみ)追加書類

下記「追加書類」「受講資格」をご参照ください。

追 加 書 類 下のいずれかに該当される方は追加書類が必要です。

○受講資格 2.に該当される方：卒業証明書のコピー

○受講資格 3.に該当される方：修了証等のコピー

○足場の組立て等の「■当該業務の経験 3 年（2 年）について」（2）あるいは（3）に該当される方：「足場特別教育修了証」のコピーか「足場の組立て等特別教育受講証明書」の原紙

申 込 締 切 日 令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金) 組合本部必着

申 込 先 〒602-8139 京都市上京区葭屋町通下立売下る丸屋町 261 番地の 3
京都府建築工業協同組合 TEL：075-802-1281 FAX：075-812-3625

修 了 証 の 交 付 講習終了後、筆記試験を行い、合格者に修了証を郵送で送付致します。

- 【注 意 事 項】
- ・申込書が当組合に到着した順に受付させていただきます。
定員が 1 0 名になり次第、受付を終了いたします。(京都府建築工業協同組合の組合員を優先させていただきますので、ご了承ください。)
 - ・車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・講習会当日は身分証明証の原本を提示させていただきます。